

平成 26 年 2 月 7 日
土地・建設産業局建設市場整備課

「建設業災害対応金融支援事業」の拡充及び延長について

～ 助成対象機種を 41 機種に拡充します！ ～

国土交通省では、建設企業が災害時において使用する一定の建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成する「建設業災害対応金融支援事業」を実施しているところですが、今般、昨年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に関連し、本事業を平成 26 年度末まで延長するとともに、以下のとおり助成対象機種を拡充することとしましたのでお知らせします。

<対象機種の拡充>

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち 38 機種を追加

(現行：3 機種 → 拡充後：41 機種)

※今回追加された 38 機種は、平成 26 年 2 月 6 日以降に購入された建設機械が助成対象となります。
※詳細については、別添のリーフレットを参照してください。

<拡充部分の受付開始日>

平成 26 年 2 月 7 日 (金)

<申請受付先>

一般財団法人 建設業振興基金

※申請方法等の詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

《建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト》

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

<申請方法等に関する問い合わせ>

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部 担当 由井、磯貝

電話：03-5473-4575 FAX：03-5473-1593

<制度全般に関する問い合わせ>

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 担当 山村、武部

電話：03-5253-8111(内線24826) FAX：03-5253-1555

03-5253-8281(直通)